

暴風警報発令時における授業の取扱いについて

台風の接近に伴い、「**暴風警報**」発令の際は、授業について次の通り取扱います。

ただし、学校の安全な運営に支障があると学長が判断した場合は以下の原則にかかわらず休講することがあります。

- ・ **午前6時30分**の時点で、日進市又はこれと隣接する市町村（名古屋市、長久手市、豊田市西部、みよし市、愛知郡東郷町）に「**暴風警報**」が発令されている場合は、**午前中の授業は全て休講**とします。
- ・ **午前10時30分**の時点で、**上記の地域で「暴風警報」が発令されている場合は、午後の授業も全て休講**とします。
- ・ 第1講時の授業中に、上記の地域で暴風警報が発令された場合は、第1講時の授業は通常に実施し、第2講時以降の授業は休講とします。

なお、学生の居住する市町村のみ、「暴風警報」又は「特別警報」、「避難指示」が発令されている場合または交通機関が不通のために登学不能の者は、当該の学生のみ申し出により公欠扱いとし、授業は通常に実施します。この場合は、1週間以内に教務課で公欠の手続きをして下さい。

また、休講となった授業については、補講が実施されますので、必ずポータル情報システムにて、後日発表される授業連絡をご確認下さい。